

(2026年度版)

(公社)日本看護家政紹介事業協会

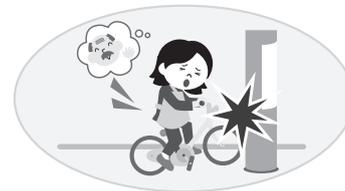
## 傷害補償制度《紹介所加入型》

紹介所の皆様へ

●家事援助サービス中の事故



●仕事先へ向かう途中の事故



本保険商品は、ケガで入院したり、亡くなったりした場合等を補償する保険です（病気に関する補償や貯蓄を目的とした保険ではありません）。家政婦（夫）の皆様が、工作中・通勤途上中に急激かつ偶然な外来の事故によって傷害（ケガ）をしたまたは熱中症となった場合の補償です。

### 傷害補償の内容 ※下表のタイプ以外の条件ではご加入いただけませんのでご了承ください。

後記〈①保険金を支払う主な事故〉記載の傷害を被ったとき、以下の保険金をお支払いします。

**保険料相当額** 家政婦（夫）1名あたり  
**毎月340円**

※保険料相当額は、**紹介所様のご負担です** ※内訳はP.1の2(4)〔ご注意〕をご参照ください。

**後遺障害保険金** 後遺障害の程度に応じて  
**20.8万円～520万円**

**手術保険金** 手術の種類に応じて  
**2.5万円**  
または**5万円**

※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

**死亡保険金** **520万円**

**入院保険金** 1日あたり  
**5,000円**

**通院保険金** 1日あたり  
**3,000円**

今年度より、死亡保険金・後遺障害保険金の金額が変更となっております。詳細は別紙の改定のご案内をご覧ください。また、今まで補償対象となっていなかった熱中症を補償対象としております。

### 保険期間

補償は、保険料をお支払いいただいた月の翌月1日の午前0時から開始します。

1か月単位の補償となりますので、傷害補償制度《紹介所加入型》加入依頼書兼被保険者名簿（以下「名簿という」）を毎月ご確認の上、提出いただきます。

※ 補償開始月の前月末日（休日の場合は前日）までに保険料のお振込みと必要書類\*のご提出をお願いします。

※ (公社)日本看護家政紹介事業協会と東京海上日動火災保険(株)との間での団体保険契約は、保険期間を2026年4月1日午前0時から2027年3月31日の午後12時までとして締結しています。

\* 必要書類の詳細は、②-⑤をご確認ください。

### 加入対象者

協会の正会員紹介所および協会が認めた紹介所

### 被保険者（保険の対象となる方）

加入対象者の名簿に記載された協会の特別会員および(公社)日本看護家政紹介事業協会が認めた者。

ご加入内容をご確認ください。

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書等の記載事項につきましては、本パンフレット記載の「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、取扱代理店(株)全福サービスまでお問い合わせください。

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

《内容のお問い合わせ先》取扱代理店(株)全福サービス（最終ページに掲載）まで

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 三井住友海上火災保険株式会社

この保険は東京海上日動を幹事会社として、上記損害保険会社3社の共同保険となっております。引受割合等については、「重要事項説明書」をご確認ください。

## 7 保険金を支払う主な事故

- 被保険者（保険の対象となる方）が本制度に加入している紹介所様の紹介する仕事に従事中の急激かつ偶然な外来の事故による傷害または熱中症（ただし、被保険者の住居で仕事に従事している間を除きます。）
- 本制度に加入している紹介所様の紹介する仕事に従事するために被保険者の住居と紹介所の指定する場所との通常の経路の往復中、紹介所の指定の場所から指定の場所への移動中の急激かつ偶然な外来の事故による傷害または熱中症
- 日本看護家政紹介事業協会又は本制度に加入している紹介所様が主催する講習会・行事等に参加中ならびにその会場または行事の開催地と被保険者の住居との間の通常の経路の往復中の急激かつ偶然な外来の事故による傷害または熱中症

## 2 加入手続方法

### (1) 加入書類等の入手方法

加入をご希望の正会員以外の紹介所様には、取扱代理店（株）全福サービスから「名簿」・「払込取扱票」をお送りします。正会員の紹介所様には、「名簿」のみをお送りします。（紹介所様には加入者名を印字した名簿をお送りします。）

### (2) 被保険者（保険の対象となる方）人数の確認

各紹介所様にて、被保険者（保険の対象となる方）となる家政婦（夫）の人数を確認していただけます。

### (3) 名簿の記入

送付された「名簿」に紹介所名・代表者名、所在地、被保険者名等、必要事項を記入し、紹介所印または代表者印を押印してください。

### (4) 保険料相当額のお振込み

正会員以外の紹介所様は、(2)で確認した被保険者（保険の対象となる方）人数に、1人当たり340円の保険料相当額を乗じた金額を、専用の払込取扱票（下記様式）にて（公社）日本看護家政紹介事業協会指定の郵便振替口座に、補償開始月の前月末日（休日の場合は前日）までに送金してください。

正会員の紹介所様は、協会の指定する方法にて保険料相当額をお支払いください。

#### 郵便振替口座

口座番号：00160-1-543861

加入者名：（公社）日本看護家政紹介事業協会

#### 【ご注意】

- ※ 保険料相当額をお振り込みいただく際の振込手数料は紹介所様の負担となります。
- ※ 前月末日（休日の場合は前日）までに、保険料相当額の送金がされない場合は補償の対象となりません。
- ※ 領収証は発行できませんので、振込みの控えを保管ください。
- ※ 保険料相当額340円の内訳：保険料327.5円・立替払による利息相当分等の経費12.5円（月払時の保険料相当額は毎月350円であるところ、（公社）日本看護家政紹介事業協会が年度初めに1年分の暫定保険料を立替払いすることにより、毎月340円（うち立替払いによる利息相当分等の経費月12.5円）に引き下げているものです。）

### (5) 必要書類一式を取扱代理店（株）全福サービスへ郵送またはFAXにて送付

次のア・イの書類を取扱代理店（株）全福サービス（最終ページに掲載）へ提出してください。

ア 名簿（毎月ご確認ください）

イ 保険料相当額の納付が確認できる振替払込請求書兼受領証の写

払込取扱票										振替払込請求書兼受領証											
00 東京		口座番号		001601		543861		金額		543861		口座番号		001601		543861		金額		543861	
公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会										公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会											
※紹介所コード番号										※おとところ・おなまえ(紹介所・代表者名)											
※傷害補償制度【紹介所加入型】										※おとところ・おなまえ(紹介所・代表者名)											
当月加入										日 附 印											
月分 保険料 340円 × 人 = 円										日 附 印											
※注意										※注意											
振替払込請求書兼受領証										振替払込請求書兼受領証											

※以下の「③保険金をお支払いする主な場合」「④保険金をお支払いしない主な場合」はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください）。

### 3 保険金をお支払いする主な場合

保険の対象となる方が、前記①保険金を支払う主な事故により、ケガ\*1\*2をした場合に保険金をお支払いします。

\*1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

\*2 \*1にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

#### 死亡保険金 ..... 520万円

事故日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）（注1）

#### 後遺障害保険金 ..... 20.8万円～520万円

事故日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

#### 入院保険金 ..... 1日あたり5,000円

医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。（事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日が限度となります。また、入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。）

#### 手術保険金 ..... 2.5万円または5万円

治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術（注2）または先進医療（注3）に該当する所定の手術を受けられた場合、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術1回に限ります（注4）。

#### 通院保険金 ..... 1日あたり3,000円

医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合に、通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。（事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日が限度となります。）（注5）（注6）

（注1）1事故についてすでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。

（注2）傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

（注3）「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）

（注4）1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。

（注5）入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。

（注6）通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等\*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。

\*1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。

## 4 保険金をお支払いしない主な場合

- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ
- 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ
- 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）
- 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
- 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
- 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ
- 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
- 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ
- 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
- むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
- ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
- オートバイ・自動車競走選手、自転車競走選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 等

## 5 事故の場合

- (1) 事故が発生した場合は、事故報告書を直ちに取扱代理店（株）全福サービスにFAXしてください。  
※ FAX03-3258-8878
- (2) 代理店から事故報告書が東京海上日動火災保険（株）に送付されると、紹介所様宛に保険金請求書類が送付されます。
- (3) ケガをした家政婦（夫）と紹介所様は協力の下に請求書類を作成し、東京海上日動火災保険（株）に提出します。  
東京海上日動火災保険（株）が、被保険者が登録されている紹介所の代表者が発行する事故証明書の提出を求めた場合は、ご提出いただきます。
  - 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
  - 保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動火災保険（株）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。  
詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

## サービスのご案内

# 「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！ 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

### ・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。  
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



©東京海上日動

受付時間\*1: 24時間365日

☎ 0120-708-110

\*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

### 緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

### 医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

### 予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

### がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

### 転院・患者移送手配 \*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

\*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

### ・介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:

いずれも  
土日祝・  
年末・年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時  
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

☎ 0120-428-834

### 電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*1」をご利用いただくことも可能です。

\*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

### インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] [www.kaigonw.ne.jp](http://www.kaigonw.ne.jp)

### 各種サービス優待紹介 \*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。\*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

\*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

\*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

### ・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や  
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間: 法律相談 : 午前10時～午後6時  
いずれも } 税務相談 : 午後2時～午後4時  
土日祝・ } 社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時  
年末・年始を除く } 暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

☎ 0120-285-110

### 法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] [www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html)

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

### 社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

### 暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

### ご注意ください

(各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者\*1・ご親族\*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- \*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- \*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

# 〈重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕〉

## 総合生活保険（傷害補償）にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

### [マークのご説明]



保険商品の内容を  
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる  
事項等、特にご注意ください事項

## I ご加入前におけるご確認事項

### 1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただきますことがあります。

### 2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

### 3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください\*2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルパトロス費用補償特約

●救護者費用等補償特約 ●育児費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

\*1 総合生活保険（傷害補償、こども総合補償、個人賠償責任補償、ゴルフアワー補償、ハンター補償）以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

\*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

### 4 保険金額等の設定



この保険の保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

(金融庁ホームページ)



### 5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。

### 6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

#### (1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

#### (2) 保険料の払込方法



払込方法・払回数については、パンフレット等をご確認ください。

### 7 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## II ご加入時におけるご注意事項

### 1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 告知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたりません。お引受けする商品ごとの告知事項は下記①をご確認ください（項目名は商品によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記①の事項が告知事項となります。

#### [告知事項・通知事項一覧]

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

①総合生活保険（傷害補償）

被保険者（本人）数が告知事項かつ通知事項（☆）となります。

他の保険契約等\*1を締結されている場合はその内容についても告知事項（★）となります。

\*1 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

### 2 クーリングオフ



ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

### 3 死亡保険金受取人



総合生活保険（傷害補償、こども総合補償、ゴルフアワー補償、ハンター補償）において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合\*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

\*1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

## III ご加入後におけるご注意事項

### 1 告知義務等



#### [通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が増減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたりません。お引受けする商品ごとの通知事項は、「Ⅲ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

## 【その他ご連絡いただきたい事項】

- すべての商品共通  
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 借家人賠償責任補償特約  
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、[あらかじめ](#)《お問い合わせ先》までご連絡ください。

## 【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。  
ご加入内容変更をいただいでから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。



## 2 解約される時

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求\*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
  - ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間\*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
  - ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- \*1 解約日以降に請求することがあります。  
\*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。



## 3 保険の対象となる方からのお申出による解約

総合生活保険（傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償）においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。



## 4 満期を迎えるとき

### 【保険期間終了後、更新を制限させていただく場合】

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

### 【更新後契約の保険料】

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

### 【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

### 【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただけますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

### 【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

## IV その他ご留意いただきたいこと

### 1 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
  - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
  - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
  - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
  - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
  - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
  - ⑥本契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（[www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。



### 2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 総合生活保険（傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とすることにご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

### 3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。  
\*ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。



### 4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保 険 期 間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

### 5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

## 6 事故が起きたとき

- 事故が発生した場合には、直ちに《お問い合わせ先》までご連絡ください。
  - 個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
  - 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
    - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
    - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
    - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
    - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
    - ・附加給付の支給額が確認できる書類
    - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
  - 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者\*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
- \*1 法律上の配偶者に限りません。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
  - 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
  - 個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
    1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
    2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
    3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

### 東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

#### 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808

通話料  
有料



IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

#### <共同保険引受保険会社について>

<引受保険会社>	<引受割合>	<引受保険会社>	<引受割合>
東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社）	77%	三井住友海上火災保険株式会社	8%
損害保険ジャパン株式会社	15%		

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください）。インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することによって、画面上に入力してください。

### 東京海上日動のホームページのご案内 [www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)

- このパンフレットは、傷害補償制度の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。詳細は契約者である（公社）日本看護家政紹介事業協会の代表の方にお渡ししてあります保険約款および特約書・特約条項によりませんが、保険金のお支払条件等商品の詳しい内容や、ご不明な点等につきましては、取扱代理店にご相談ください。また、加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。
- お申込みの際は、加入依頼書等の記載事項に間違いが無いか十分にご確認ください。
- 「傷害補償制度（紹介所加入型）」は、東京海上日動火災保険（株）を引受保険会社とし、（公社）日本看護家政紹介事業協会を保険契約者、（株）全福サービス（株）リックを取扱代理店として取扱「総合生活保険（傷害補償）」の略称です。
- 本傷害補償制度は「総合生活保険（傷害補償）（介護労働安定センター団体傷害保険特約付帯）」の愛称です。
- 本傷害補償制度は、（公社）日本看護家政紹介事業協会が保険契約者となり、表紙に記載の被保険者（保険の対象となる方）を保険の対象となる方とする包括契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として（公社）日本看護家政紹介事業協会が有します。

## ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。
  - 保険金をお支払いする主な場合  保険金額、免責金額（自己負担額）
  - 保険期間  保険料・保険料払込方法
  - 保険の対象となる方
2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
  - 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？
3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？  
特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意\*1」についてご確認ください。  
\*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。  
※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

### 取扱代理店

株式会社 全福サービス（幹事代理店）※事故受付・補償内容に関するお問合せ先  
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-4-8 NCO神田須田町5階  
TEL 03-3252-2035 FAX 03-3258-8878  
受付時間 月～金 9:00～17:00 ※年末年始・祝日を除く  
<https://www.zenpuku.co.jp>

株式会社 リック  
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-25 GYB 秋葉原5階  
TEL 03-5879-3427 FAX 03-5879-3428  
受付時間 月～金 9:00～17:00 ※年末年始・祝日を除く

### 引受保険会社

●幹事保険会社  
東京海上日動火災保険株式会社  
（担当課）公務第一部 公務第二課 TEL 03-3515-4124  
受付時間 月～金 9:00～17:00 ※年末年始・祝日を除く

●共同保険会社  
損害保険ジャパン株式会社／三井住友海上火災保険株式会社

〔2026年度用〕

引受保険会社(幹事) 東京海上日動火災保険株式会社

書類提出先: (株)全福サービス FAX: 03-3258-8878

提出締切日: 補償開始月前月末日必着 (休日の場合は、その前日)

加入依頼日 年 月 日

(公社)日本看護家政紹介事業協会

# 傷害補償制度《紹介所加入型》

## 加入依頼書 兼 被保険者名簿 (異動報告書)

〈ご加入に際して〉

私と被保険者全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。

- ①当紹介所がパンフレット記載の加入対象紹介所であること
- ②重要事項説明書の内容
- ③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容
- ④重要事項説明書添付の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容

ページ ( / )

加入者	会員区分	1. 正会員	2. 特例措置紹介所	コード番号	私は「ご加入に際して」を確認し、 保険契約者である団体に対して加入を依頼します。 
	紹介所名	所長名			
	紹介所住所	〒 TEL FAX			

〔★他の保険契約等〕および〔☆被保険者数〕は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(※) 他の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。)がある場合には○をし、裏面\*に詳細をご記入ください。☆被保険者数は告知事項ならびに通知事項のため正確にご記入ください。

☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。

### 〔特別会員〕

No.	(フリガナ)	★他の 保険 契約等 (※)	生年月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	被保険者氏名														
1		(あり)	S・H												
2		(あり)	S・H												
3		(あり)	S・H												
4		(あり)	S・H												
5		(あり)	S・H												
6		(あり)	S・H												
7		(あり)	S・H												
8		(あり)	S・H												
9		(あり)	S・H												
10		(あり)	S・H												
			小計												
			全ページ 合計												

※特別会員としてその月の被保険者とするためには、保険料相当額(340円)とは別にその月の特別会員会費(350円)の納入が必要です。

◎全ページ合計 (1ページのみ記入。2ページ目以降記入不要)

月	☆被保険者数			保険料相当額 (C×340円)	月	☆被保険者数			保険料相当額 (C×340円)
	A 特別会員	B 特例措置対象者	C 合計(A+B)			A 特別会員	B 特例措置対象者	C 合計(A+B)	
4月					10月				
5月					11月				
6月					12月				
7月					1月				
8月					2月				
9月					3月				

★他の保険契約等＊

具体的な内容をご記入ください。

(※)他の保険契約等とは、ご加入の保険契約の一部または全部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

被保険者氏名	保険会社・共済会社	保険種類	満期日 (補償の満了する日)	保険金額・支払限度額 (ご契約金額)(万円)

郵便局・銀行でお振込みの場合  
受領書のコピーを  
こちらに貼付してください。  
またはコピー (A4サイズ)  
を添付してください。

インターネットでお振込みの場合  
別紙で振込み完了画面の  
コピーを添付してください。

コード番号								
-------	--	--	--	--	--	--	--	--

必ずお読みください

2026年2月吉日

(公社)日本看護家政紹介事業協会  
傷害補償制度《紹介所加入型》ご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

## 傷害補償制度《紹介所加入型》商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております傷害補償制度《紹介所加入型》について、2026年4月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

### ■ 主な改定点

改定項目	概要
参考純率改定等を踏まえた保険料率改定および死亡保険金額の改定	2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料率の見直しを実施しましたが、死亡保険金額を545万円から520万円に引き下げることで従来と同様の毎月340円でご加入いただけるようにいたしました。
熱中症の補償追加	すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。 ※昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」対比で熱中症補償部分の保険料を引き上げます。

このご案内は、2026年4月1日以降始期の傷害補償制度《紹介所加入型》の改定の概要を記載しているものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページでご参照いただくか、代理店または東京海上日動までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。